

令和元年度における指定管理者の指定について

令和元年3月に市議会の議決を得て、令和2年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。

各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（11施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
鴻ノ池陸上競技場等3施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	長谷川体育施設・キタイ設計グループ	奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
南部生涯スポーツセンター等6施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	ミズノ・奈良市総合財団グループ			
中央体育館等2施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団			

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（8施設）

- 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
中央武道場等4施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
月ヶ瀬梅の資料館	指定管理者制度	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会	月ヶ瀬地域振興協議会	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日 (3年間)	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
ロマンビア月ヶ瀬	指定管理者制度	ロマンビア月ヶ瀬管理運営組合			
月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	指定管理者制度	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会			
湖畔の里つきがせ	指定管理者制度	湖畔の里つきがせ組合			

3 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（3施設）

- 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
佐保地域ふれあい会館 (若草公民館佐保分館から移行)	※若草公民館分館の現在の状況 指定管理者制度	若草公民館佐保分館運営委員会	佐保地域自治協議会	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日 (4年間)	市民部 地域づくり推進課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会	八条第二自治会	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
北人權文化センター	直営		東之阪町自治会	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 人権政策課

鴻ノ池陸上競技場等3施設

施設の名称			
1	鴻ノ池陸上競技場 (主競技場、補助競技場、投てき練習場、多目的広場)	3	鴻ノ池コート
2	鴻ノ池球場		

南部生涯スポーツセンター等6施設

施設の名称			
1	南部生涯スポーツセンター体育館	4	南部生涯スポーツセンター多目的コート
2	南部生涯スポーツセンターコート	5	柏木球技場
3	南部生涯スポーツセンター球技場	6	柏木コート

中央体育館等2施設

施設の名称			
1	中央体育館	2	中央第二体育館

中央武道場等4施設

施設の名称			
1	中央武道場	3	弓道場
2	中央第二武道場	4	鴻ノ池相撲場